

## 令和5年第9回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和5年8月10日(木) 午後1時30分

2 閉会 令和5年8月10日(木) 午後2時45分

3 場所 総合福祉センター3階 大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 林 眞理 (農政担当)

2番 守安 淳市

3番 秋山 陽太郎 (農地担当)

4番 定井 正雄 (会長)

5番 中村 安行

6番 友野 伸樹

7番 能登谷 和正 (会長代理)

8番 仮谷 昌典

9番 若林 勤

11番 渡邊 豊

12番 小原 弘

13番 奥山 弘志

14番 渡邊 則文

15番 小西 忍

欠席 1人

10番 在間 洋則

5 出席した農地利用最適化推進委員

石尾 弘

海野 宏道

茅原 弘和

最相 信雄

高尾 郁夫

武田 治紀

永野 直樹

赤木 謙介

池上 次男

澁江 隆司

竹内 功次

長代 悦和

大月 泉

黒瀬 昭夫

杉岡 賢二

剣持 孝明

高谷 幹晴

藤井 久美

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 小川 正義

次長 岡中 芳浩

主査 萬成 教雄

主任 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

3番委員

5番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第22号 農地法第6条の規定による報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

**開会 午後1時30分**

(会長) それでは、只今より令和5年第9回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名。そして農地利用最適化推進委員が18名の出席です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしく願いいたします。次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようになしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

(会長) 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、3番委員、5番委員を指名いたします。

(会長) 次に、日程第2 会期の決定を行います。本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

(会長) 次に日程第3 付議事件の審議に入ります。それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしく願いいたします。

### 【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当) 議案第37号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局をお願いします。

(主査) 【議案第37号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

### 【受付番号32番】

(農地担当) それでは32番、下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(7番委員) この案件ですが、申請地は傾斜地にありまして、受人は市外にお住まいですが以前から農地を探しておられて、登山に来られた時にいい農地を見つけたという事で今回購入するという事です。現地は、畑として利用されております。受人はご主人と二人で住んでおり、家庭菜園をされており、耕作意欲はある方なので、地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いします。

(農地担当) 澁江委員、補足はありますか。

(澁江委員) この農地は、見えにくい場所にありますが、受人の方は市外ということですが、車で10分くらいの場所にありますが、山登りの散策に頻繁に来られているということで放棄地になる心配はないと思います。

(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員) この方は、管理機等はお持ちですか。機械の運搬についてはどうされるのでしょうか。

(7番委員) この方は、管理機、軽トラを所有しています。この度、この農地の隣にある宅地も所有するようにしており、軽トラで機械を運搬して車を停めれるようにしていますので心配ないと思います。

(12番委員) 受人の方は、耕作面積がゼロですが、なぜ管理機を持たれているのですか。

(7番委員) この方は、自宅の庭で家庭菜園をずっとやっており、管理機などの機械を所有しているということです。この管理機で十分やっていけるのではないかと思います。

(農地担当) 他にありますか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、32番は許可されました。

【受付番号 33 番】

- (農地担当) 続きまして 33 番, 日羽の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (4 番委員) この案件ですが, 受人はブドウ栽培をされており, この農地はすでに栗の木を植えており, やる気満々です。詳細については大月委員からお願いします。
- (農地担当) 大月委員, お願いします。
- (大月委員) この案件は, 渡人がもう農地を管理できないという事で無償で受人に渡すという案件です。この方は, ブドウ, ナシ, ミカンなどを栽培されております。農機具も十分持たれており, 自宅からすぐ近くの農地です。地元としては問題ないと思いますので, ご審議の程, よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。33 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 33 番は許可されました。

【受付番号 34 番】

- (農地担当) 続きまして 34 番, 久代の件につきまして, 地元委員の説明をお願いいたします。
- (11 番委員) この案件は, 渡人が農地を管理できないということで, 受人がずっとこの畑を管理されておりました。柿の木を 10 本ほど植えておりトラクターを置いていました。地元としては問題ないと思いますので, よろしく審議の程お願いします。
- (農地担当) 竹内委員, 何か補足はありますか。
- (竹内委員) 長年, 柿を収穫されておるような状況でした。地元としては問題ないと思いますのでよろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは, この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。34 番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め, 34 番は許可されました。

【受付番号35番】

- (農地担当) 続きまして35番、秦の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。
- (8番委員) この案件は、受人は新規就農で秦に来られた方で、ブドウを栽培されている方ですが、ニンニクも結構栽培されております。今回、野菜を作りたいということで、農業を盛んにやっている方ですので、地元としては、問題ないと思いますのでよろしく審議をお願いします。
- (農地担当) 池上委員、補足はありますか。
- (池上委員) 特に補足することはありません。よろしくをお願いいたします。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。35番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、35番は許可されました。

【受付番号36番】

- (農地担当) 続きまして36番、小寺の件につきまして、地元委員の説明をいたします。
- (3番委員) この案件ですが、受人は、近隣の水田を耕作しており、この農地もずっと管理されておりました。この度正式に譲り受けることとなり、地元としては問題ないと思いますのでよろしくご審議ください。
- (農地担当) それでは、この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。36番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、36番は許可されました。

【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第38号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第38号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

(農地担当) 審議に入る前に皆様にお話がございます。4条, 5条の申請に関して, 農業委員会総会での議決とは別に県農業会議の諮問会議へ意見を求めることができます。その申請面積が3反を超える場合は, 必ず県農業会議の諮問会議の答申を求めるものとなっていますが, 3反以下の場合は, 任意で県農業会議の諮問会議に上げることができます。そこで, 議案1件ごとに県農業会議の諮問会議に付しますかというお尋ねはせず, 特に意見がなければ県農業会議の諮問会議へ挙げないということで, 進行させていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

【受付番号14番, 15番】

(農地担当) それでは14番, 八代の件につきまして, 15番と関連がありますので一括審議とさせていただきます。現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員) 周辺の状況ですが, 14番については, 東が宅地, 西が田, 南が田, 北が田です。15番については, 東が宅地, 西が宅地, 南が田, 北が田です。転用した場合の農地の影響はないと思われます。以上です。

(農地担当) それでは, 地元委員からの説明をお願いいたします。

(7番委員) この案件ですが, 14番についてはすでに農業用倉庫とその南側に屋根だけある作業場となっております。申請人は, 許可が必要ということを知っていたということですので。それと15番については, 母屋をはみ出していたということで, 今回是正しようとするものです。今回の申請により周辺農地に対する大きな影響はないと思われます。ご審議の方よろしく願います。

(農地担当) 澁江委員, 何か補足はありますか。

(澁江委員) 特に補足することはありません。よろしく願いいたします。

(農地担当) それでは, 事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査) この案件については, 始末書が提出されております。農地区分ですが, おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地ということで第1種農地と判断しています。例外許可規定として農業用施設及び既存の敷地拡張という事で適用しています。

(農地担当) この件につきまして, 何かご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(12番委員) この2筆について拡張するという事ですが, そんなに農業用倉庫が必要なのでしょうか。

(主査) 敷地拡張については, 母屋のはみ出している部分と南側の通路部分の是正です。その西側にある倉庫と作業場ですが, 北側に建物が建っており, 南側には屋根だけがある作業場となっております適正な申請となっております。

(7番委員) 申請人の方は, 農地をたくさん持っておられており, そこで作業するのに作業場も必要であると思われます。

- (農地担当) 他に何かありますでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。これらを許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、14番、15番は許可されました。

### 【議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

- (農地担当) 続きまして議案第39号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、  
を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。
- (主査) 【議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

### 【受付番号30番】

- (農地担当) 続きまして30番、福井の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をいたします。
- (3番委員) 申請地でございますが、近年、染み出し的に市街化されているエリアです。詳細は茅原委員からお願いします。
- (茅原委員) 申請地は、宅地化が進んでいるところで分譲地の最後の1区画です。地元としては、周辺営農上、問題ないと思いますのでよろしく審議のほどお願いいたします。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にあるおおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地ということで、第2種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。30番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、30番は許可されました。

【受付番号31番】

- (農地担当) 続きまして31番、真壁の件について、現地調査の報告をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が道路、西が宅地、南が道路、北が宅地です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。以上です。
- (農地担当) それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。
- (5番委員) この案件ですが、用水については問題ありません。雨水については集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については、公共下水道に接続します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として隣接地に影響はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、おおむね500メートル以内に、2以上の医療施設、公共施設がある農地ということで、第3種農地と判断しています。
- (農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。
- (委員) なし。
- (農地担当) それでは採決いたします。31番を許可することにご異議ありませんか。
- (委員) 異議なし。
- (農地担当) 異議なしと認め、31番は許可されました。

【受付番号32番】

- (農地担当) 続きまして32番、上林の件について、現地調査の報告と地元委員の説明をお願いいたします。
- (2番委員) 周辺の状況ですが、東が宅地、西が水路、南が田、北が道路です。転用した場合の周辺農地の影響はないと思います。この案件ですが、用水については西にあるので問題ありません。雨水については集水桝を設置し既存の水路へ接続します。生活雑排水については、合併浄化槽を使用します。隣接農地への日照通風に影響はありません。土砂流出につきましては、申請地と隣接地との境界部分にブロック擁壁を設置し、隣接農地への土砂が流出しないよう計画しています。総合判断として隣接地に影響はないものと思われます。どうぞご審議ください。
- (農地担当) それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。
- (主査) 農地区分ですが、甲種、第1種、第2種、第3種のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。



(農地担当) この件につきまして、何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員) なし。

(農地担当) それでは採決いたします。32番を許可することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(農地担当) 異議なしと認め、32番は許可されました。

### **【報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告事項に入ります。報告第20号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第20号 報告書について朗読】

### **【報告第21号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】**

(農地担当) 次に、報告第21号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第21号 報告書について朗読】

### **【報告第22号 農地法第6条の規定による報告について】**

(農地担当) 次に、報告第22号、事務局より説明をお願いいたします。

(主査) 【報告第22号 報告書について朗読】

### **【報告事項】**

(農地担当) 15ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

(農地担当) 以上でございますが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が5件、4条関係が2件、5条関係が3件でございました。以上で、日程第3の農地案件についての審議は全て終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

(会長) 次に、日程第4「その他」に入ります。委員の方から、何かありませんか。

- (会長) ないようでしたら、私から報告があります。令和5年3月総会で農地利用の最適化の推進に関する指針の変更について、審議いただき、別紙のとおり公表をしております。その指針に記している目標値が令和5年8月までの目標値ですので、目標値を更新する時期が来ました。つきましては、この目標値について、運営委員会で協議し、次回総会で皆様に報告をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。
- (委員) なし。
- (会長) それでは、運営委員会で農地利用の最適化の推進に関する指針の目標値について作成し、次回総会で皆様に報告とさせていただきます。以上、私からの報告とさせていただきます。
- (会長) 次の事務局から事務連絡をお願いします。
- (事務局) **【農地パトロールについて】**  
**【農業委員報酬・公務災害保険料について】**  
**【新任農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について】**
- (会長) それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。
- (会長代理) **【閉会挨拶】** 以上でございます。今日はお疲れ様でございました。

**閉会 午後2時45分**